

参考資料

環境保全計画書

初回作成 平成24年 3月 21日
改定 平成28年 3月 3日

株式会社バーレープラス

目 次

1	施設計画の概要	2
2	事業活動の概要	3
3	環境保全・安全管理体制	4
4	事業従事者に対する安全管理教育	5
5	組換えDNA実験の安全管理	6
6	放射性同位元素等の安全管理	6
7	化学物質等の安全管理	7
8	生物の安全管理	8
9	水質汚濁防止対策	9
10	大気汚染防止対策	11
11	廃棄物の処理対策	13
12	その他の環境保全対策	15
13	監視測定体制の整備	16
14	施設及び設備の保守管理	17
15	事故、災害等の未然防止対策及び対応措置	18
16	敷地内植栽計画	20
17	地域社会への貢献	21
別表1	事業所で使用する全化学薬品・化学物質リスト	22
別表2	少量危険物貯蔵リスト	22
別表3	ニチフグループ 環境方針	23

1 施設計画の概要

(1) 施設の用途

- ① 圧着端子、電線コネクタ類の製造。・・・既設 第一工場
圧着スリーブ、絶縁被覆付端子、可倒導体の加工及び製造。・計画 第二工場
- ② 加工及び組立機における生産技術の研究開発。
- ③ 金型設計における新たな設計研究開発。

(2) 施設の名称

株式会社バーレープラス

(3) 計画地

奈良県生駒市高山町 8 9 1 6 番 1 8 (宅地)、8 9 1 6 番 3 3 (雑種地)
(関西文化学術研究都市 高山第 1 工区)

(4) 第二期完成時期 (予定)

平成 2 9 年 1 2 月

(第一期 既設第一工場完成時期 平成 2 4 年 1 2 月竣工)

(5) 第二期開設時期等 (予定) 平成 2 9 年 1 2 月

従業員数 1 1 4 名

平成 2 8 年 2 月現在従業員数 6 8 名

(6) 建築物等の概要

① 敷地面積 (全体) 3 4 , 3 1 6 . 3 5 m²

② 建築物

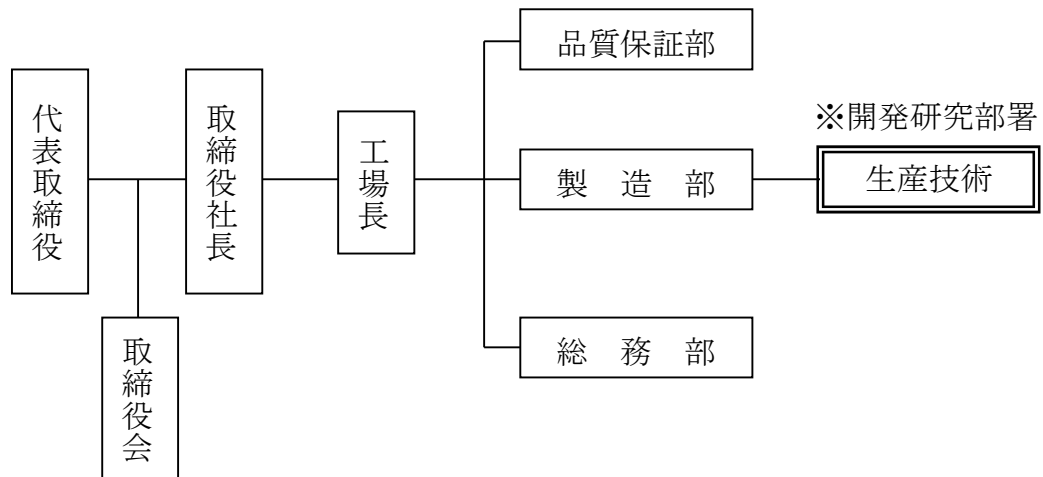
	既設：第一工場	計画：第二工場
□ 用途	研究開発型産業施設	研究開発型産業施設
□ 構造	鉄骨造	鉄骨造
□ 規模	地上 1 階	地上 2 階
□ 建築面積	5,310.38 m ²	4,663.00 m ²
□ 延床面積	5,280.98 m ²	8,613.50 m ²
□ 最高高さ	8.27 m	14.73 m
□ 用途	倉庫 (少量危険物屋内貯蔵所)	
□ 構造	C B 造	
□ 規模	地上 1 階	
□ 建築面積	6.94 m ²	
□ 延床面積	6.94 m ²	
□ 最高高さ	2.80 m ²	

2 事業活動の概要

(1) 事業内容

- ・ 圧着端子、プラスチック部品の製造販売・・・・・・・・・・既設 第一工場
 圧着スリーブ、端子類組立、可倒導体の加工及び製造販売・計画 第二工場
- ・ 生産技術及び金型技術における開発研究

(2) 事業所組織



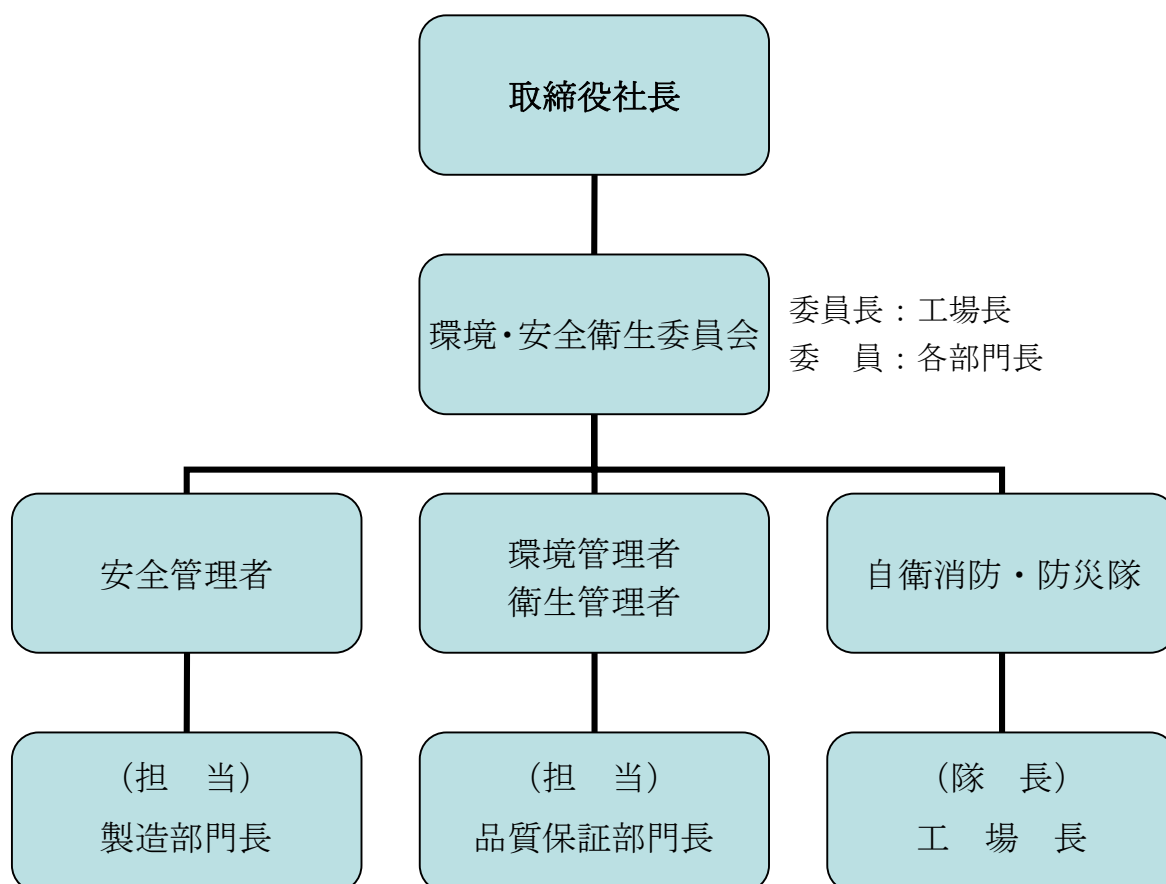
3 環境保全・安全管理体制

(1) 基本方針

事業活動を行うにあたり、環境方針にある素晴らしい自然環境を次世代に残すため環境保全活動の取り組み、安全衛生の確保及び化学物質の管理に責任を持って取り組むことを基本とする。

そのため、関連する法の定めを遵守して、事故、災害を未然に防止し、環境の保護と地域住民、事務従事者の安全と健康を確保する。

(2) 管理体制



4 事業従事者に対する安全管理教育

(1) 基本方針

労働災害及び疾病予防のため、安全衛生管理上必要な基準を確立し、事業従事者の安全と健康の増進を図ると共に快適な作業環境の形成と促進を目的とする。

(2) 安全管理教育

環境・安全衛生委員会の審議により、安全衛生教育が必要と認められた部署及び新入社員及び新規設備導入に当たっては、以下の項目について安全管理者が中心となって教育を行う。

なお、環境・安全衛生委員会は毎月1回の開催を原則とする。

環境・安全衛生委員会の開催

(開催召集は、安全管理者、環境管理者、衛生管理者の管理のもで行う)

1	機械、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法
2	安全装置または保護具の性能及びこれらの取扱方法
3	作業手順に関すること
4	作業開始時の点検に関すること
5	整理、整頓及び清潔の保護に関すること
6	事故時等における応急処置及び退避に関すること
7	その他安全、衛生のために必要なこと
8	事故、災害等の未然防止対策及び対応処置に関すること
9	異常時の対応処置に関すること
10	地震及び火災発生時の安全教育に関すること

5 組換えDNA実験の安全管理

現在及び将来の事業計画において、組換えDNA実験は行わないため、該当しません。

6 放射性同位元素等の安全管理

現在及び将来の事業計画において、放射性同位元素等を用いた実験及び事業は行わないため、該当しません。

7 化学物質等の安全管理

(1) 基本方針

事業所内で使用する化学物質等については、その全てについて環境化学物質管理手順書に基づき適正に管理する。

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」、「消防法」、「高圧ガス保安法」、その他の関係法令及び当該地において定められている地区計画において指定されている危険物質等（以下「危険物」という。）はその法令を遵守し、適性に管理する。

また、その取り扱いに際しては、最大の注意を払うものとする。そのためには事業従事者が危険物についての知識を充分習得し、常に安全に対する意識を持って取り扱う。

(2) 危険物の安全管理

- イ) 化学物質等については、事業所内の定められた場所のみで使用する。
(化学物質は、別表1の通りとする。)
- ロ) 排気装置及び局所排気装置を設置し、危険物取り扱い時の安全を確保する。
なお、排気についての安全対策は、「10.大気汚染防止対策」に示す。
- ハ) 消防法第2条第7項に規定された危険物に該当する第4類のうち加工・潤滑油の第2石油類、第3石油類、第4石油類は関係法令に適合した少量危険物屋内貯蔵所にて施錠し、安全に保管する。

(3) 少量危険物屋内貯蔵所における防爆仕様

- イ) 少量危険物屋内貯蔵所における電気を使う機器の点火源となる恐れのある部分を周囲の爆発性ガスに接触させないために、機器内部に保護気体（空気圧縮の供給）を圧入し、内部圧力が、周囲の圧力よりも高く保持し、内部に爆発性ガスの侵入を防止した構造の機器を導入する。
- ロ) 少量危険物屋内貯蔵所における室内の照明、配線配管は防爆絶縁電線、金属製配管を使用、密閉構造にて設置を行い、内部に爆発性ガスが侵入するのを防ぐ。

8 生物の安全管理

現在及び将来の事業計画において、動・植物及び微生物を用いた実験は行わないため、該当しません。

9 水質汚濁防止対策

(1) 基本方針

事業活動を行うにあたり、「水質汚濁防止法」、「下水道法」、「生駒市下水道条例」、その他関係法令を遵守するとともに、環境汚染を未然に防止し、良好な周辺環境を確保する。

(2) 水質汚濁防止対策

事業所内で使用する有害物質等は、すべて「原点回収」とし、回収した有害物質等は産業廃棄物収集運搬許可業者に引き渡して処理を行う。

事業所より排出する主な排水を以下に示す。

- イ) ディッピング・離形剤排水・・・既設 第一工場
- ロ) 脱脂工程排水・・・・・・・・・・計画 第二工場
- ハ) ユーティリティー排水（冷却塔他機械排水）
- ニ) 生活雑排水（汚水）
- ホ) 雨水排水

これらの排水は、

- イ) に関しては産業廃棄物収集運搬許可業者にて回収。
- ロ) に関してはろ過・分離した処理水を脱脂工程にて再利用、ろ過・分離で回収した金属粉等のスラッジは産業廃棄物収集運搬許可業者にて回収。
- ハ) ニ) に関しては公共下水道（汚水）に放流する。
- ホ) に関しては公共下水道（雨水）に放流する。

(3) 各排水の処理対策概要

イ) ディッピング・離形剤排水

ディッピング・離形剤の排水は、一旦密閉型の廃液水槽に貯めて、産業廃棄物収集運搬許可業者が回収し、産業廃棄物中間処理業者にて、無害化処理を行う。

ロ) 脱脂工程排水

金属粉、脱脂剤(洗剤)及び油を含む排水は全てタンクに回収し、ろ過・分離を行った処理水は外部放流することなく、脱脂工程にて再利用し、ろ過・分離で回収した金属粉等のスラッジは産業廃棄物収集運搬許可業者が回収し、産業廃棄物中間処理業者にて、無害化処理を行う。

ハ) ユーティリティー排水 (冷却塔他機械排水)

ユーティリティー排水は、主に冷却塔排水であり公共下水道に放流する。

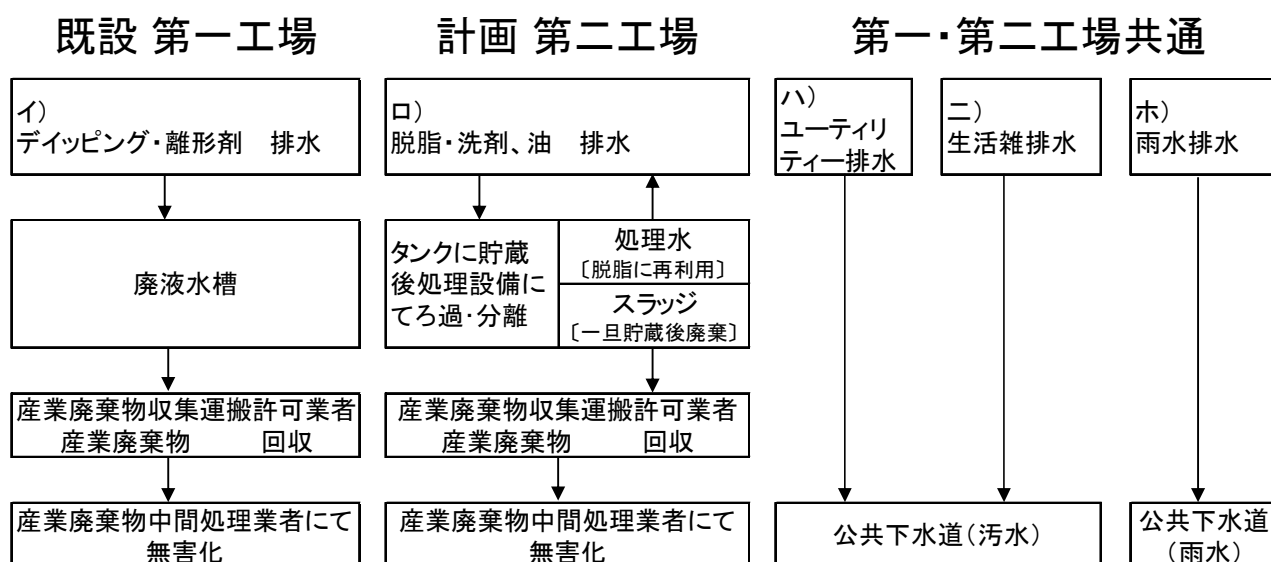
ニ) 生活雑排水 (汚水)

トイレの汚水、洗面所の流し排水などの生活排水は屋外の生活排水枡に集め公共下水道に放流する。

ホ) 雨水排水

屋根、場内地面の雨水を配管により雨水枡に集め、公共下水道 (雨水) に放流する。

排水のフロー図



※ 1 手指の洗浄時の排水等は、下水道放流基準をはるかに下回るため公共下水道への放流とする。

※ 2 イ)、ロ) の排水が床に流出した場合及び、付着した手指の洗浄等は、ウエスにて除去する。ウエスは産業廃棄物として処理する。
(事業従事者には社員教育・作業マニュアル等により運用への徹底を図る)

10 大気汚染防止対策

(1) 基本方針

事業活動を行うにあたり「大気汚染防止法」、「奈良県生活環境保全条例」、その他関係法令を遵守するとともに、適正な処理を行うことにより環境汚染を未然に防止し、良好な周辺環境を確保する。

(2) 大気汚染防止対策

事業所から排出される主な排気（排ガス）を以下に示す。

- 既設 第一工場 イ) 銅帯雰囲気炉、DXガス発生装置[※]及びロー付（バーナー）の燃焼排気
計画 第二工場 ロ) DXガス発生装置[※]
既設 第一工場 ハ) ディッピング排気
第一・第二共通 ニ) オフィス排気

※ DXガス発生装置

銅製品を高温で加熱、冷却した際に製品表面への酸化被膜を防止するための不活性ガスをLPGガスを燃焼させて生成し、各雰囲気炉に供給。

(3) 各排ガスの処理対策概要

イ) 銅帯雰囲気炉、DXガス発生装置、及びロー付（バーナー）の燃焼排気
プレスHS（銅帯雰囲気炉）、DXガス発生装置の燃料は、他の燃料に比べて硫黄酸化物、二酸化炭素、ばい塵の発生量が少ないLPGガスを使用する。

ロー付（バーナー）の燃料は、都市ガスを使用する。

排ガスは臭気を発するものではなく、煙道を通し、建屋上部より放散する。

ロ) DXガス発生装置の燃焼排気

DXガス発生装置の燃料は、他の燃料に比べて硫黄酸化物、二酸化炭素、ばい塵の発生量が少ないLPGガスを使用する。

排ガスは臭気を発するものではなく、煙道を通し、建屋上部より放散する。

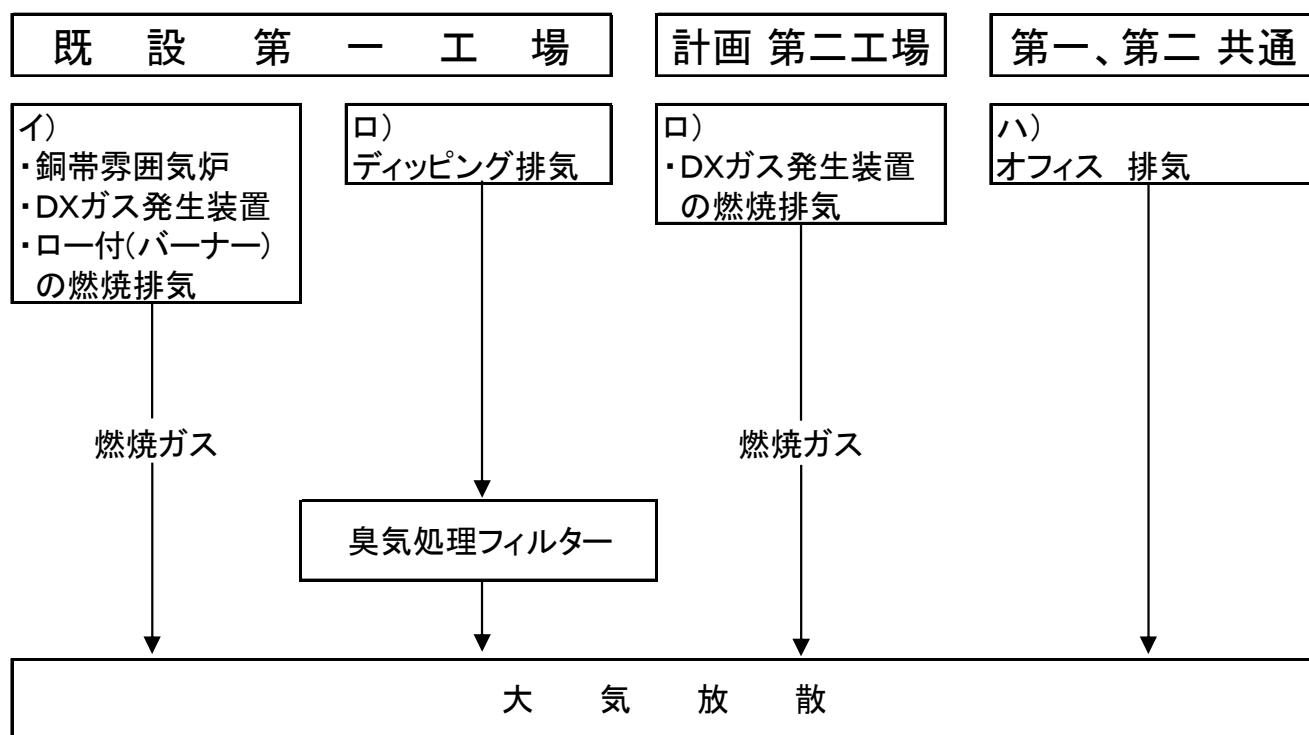
ハ) ディッピング排気

ディッピング装置の排気については、一部樹脂臭が発生するため、各槽毎の専用集中ダクトの排気設備とし、臭気処理フィルターを介して大気へ放散する。

ニ) オフィス排気

オフィスエリアの排気は、通常の事務作業に於ける換気であり、臭気、煤煙を発するものはない。その排気は、風道を通し、大気へ放散する。

排気フロー図



1 1 廃棄物の処理対策

(1) 基本方針

事業活動を行うにあたり発生する廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」ならびに「生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」、その他関係法令を遵守し、事業者の使命と責任においてその分別及び減量に努めるとともに、適正な処理を行う。

(2) 主な廃棄物の種類

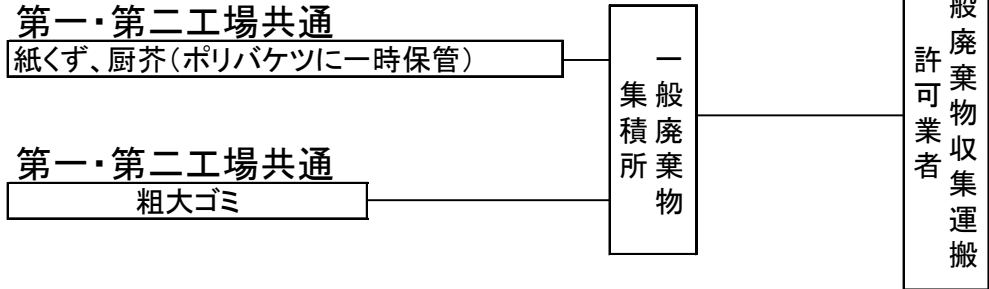
- イ) 事業系一般廃棄物
- ロ) 産業廃棄物
- ハ) 資源物

(3) 廃棄物の排出・保管・処理対策概要

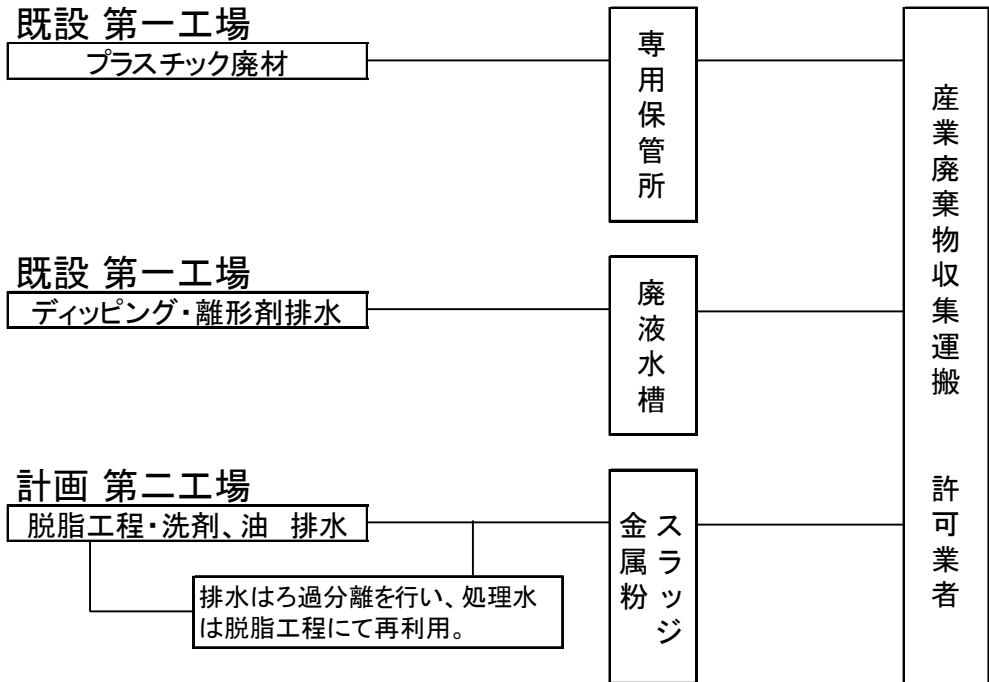
- イ) 事業系一般廃棄物は、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみで分別して専用の置場に集め、生駒市が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者に引き渡す。
- ロ) 産業廃棄物は、産業廃棄物収集運搬許可業者に引き渡し、マニフェストを発行し、産業廃棄物の処理内容を監視管理する。
- ハ) 資源物は、金属スクラップ、機械廃油、段ボール、新聞等の古紙でリサイクル業者に引き渡し、資源の有効利用を行う。

廃棄物処理表

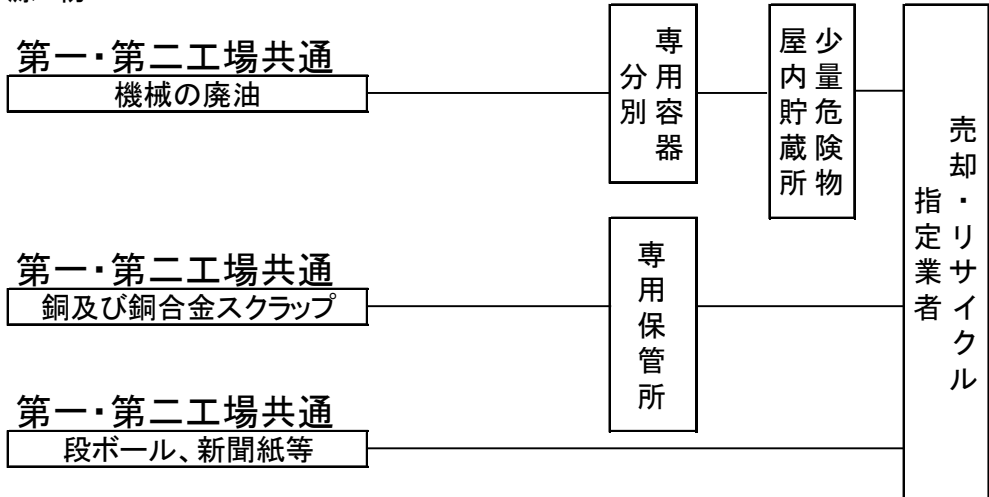
・事業系一般廃棄物



・産業廃棄物(回収・処理内容は、マニフェスト管理)



・資源物



1 2 その他の環境保全対策

(1) 基本方針

事業活動を行うにあたり、「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」、「土壌汚染対策法」、その他関係法令を遵守し、環境保全に十分な配慮を行う。

(2) 施設

プレス機械、合成樹脂射出成形機、排気ファン、空気圧縮機の騒音・振動、臭気等は敷地境界において、それらの規制値以下となるような構造とする。

その他機器については、省エネタイプエアコン、LED 照明、冷却水循環装置などの省エネルギー機器を積極的に導入する。

また、圧延機にあってはロールを用いないものとする。

(3) 処理対策

振動対策として、プレス機械ごとに基礎の縁切りを行い、振動吸収ダンパーを設置し、また騒音対策として、プレス工程エリアの壁及び事業所外壁を遮音壁で囲う。

1 3 監視測定体制の整備

(1) 基本方針

事業活動を行うにあたり、環境保全に責任を持って配慮することを基本に産業施設の稼働に伴って発生する騒音、振動、悪臭などが、法の定める基準を満たすように公害防止管理手順書を作成し、監視測定を行う。

(2) 施設

第一・第二共通 イ) 異常時は、異常感知センサーにより中央監視盤への異常発報にて監視を行う。

既設 第一工場 ロ) ディッピング・離形剤排水は、廃液水槽に貯留し、産業廃棄物収集運搬許可業者による完全回収とする。また、貯留する廃液水槽の満水時には、中央監視盤に警報を出力する。

計画 第二工場 ハ) 脱脂工程・洗剤、油排水は、全てタンクに回収し、ろ過・分離を行った処理水は外部放流することなく、脱脂工程にて再利用し、ろ過・分離で回収した金属粉等のスラッジは産業廃棄物収集運搬許可業者が回収する。
また、排水を回収するタンクの満水時には、中央監視盤に警報を出力する。

(3) 運用

イ) 産業廃棄物管理

産業廃棄物収集運搬許可業者に対して、マニフェストを発行し、産業廃棄物の処理内容を監視管理する。

ロ) 公害防止管理

騒音、振動、大気、臭気について、定期的（年1回）に測定監視を行い、環境への影響を監視する。その結果は、生駒市へ報告を行う。

ハ) 環境化学物質管理

P R T R、R o H s 等の特定化学物質を管理し、製品への含有及び周辺環境への流出を防止する。

1 4 施設及び設備の保守管理

(1) 基本方針

事業活動を行うにあたり、環境保全・安全及び健康面に責任を持って配慮することを基本に、環境保全及び安全性の確保という一連の目的機能に合致した建物及び設備を維持する。

(2) 施設

- イ) 排気ダクト、配水管類のパイプスペースは広く取り、設備機器も含め、保守点検が容易に行えるよう設置する。
- ロ) 排水設備は保守点検が容易に行えるよう配置する。

(3) 運用

建築物及び建築物付帯設備の維持管理は、定期点検表（月間・年間）を作成し、点検表に基づき、定期的に点検を行い、正常な状態を確保する。

1 5 事故、災害等の未然防止対策及び対応措置

(1) 基本方針

事業所内の安全確保及び事業所周辺における環境保全について配慮し、建築物及び設備については被害が拡大しない構造を維持する。

なお、事業活動を行うにあたり、事故や災害等の非常時を想定し、各々の事態に対応できるよう、安全管理教育を実施する。

(2) 施設

イ) 建築物は耐震、不燃構造とする。

ロ) 消火設備、警報設備、避難設備の消防用設備を設置する。

ハ) 休日・夜間の無人状態時の建築物及び設備の監視は、機械警備に切り替える。

(3) 運用

イ) 防火及び火災発生時のマニュアルに基づき、安全教育を実施する。

ロ) 消火・防火にかかわる防火管理組織体制を整える。

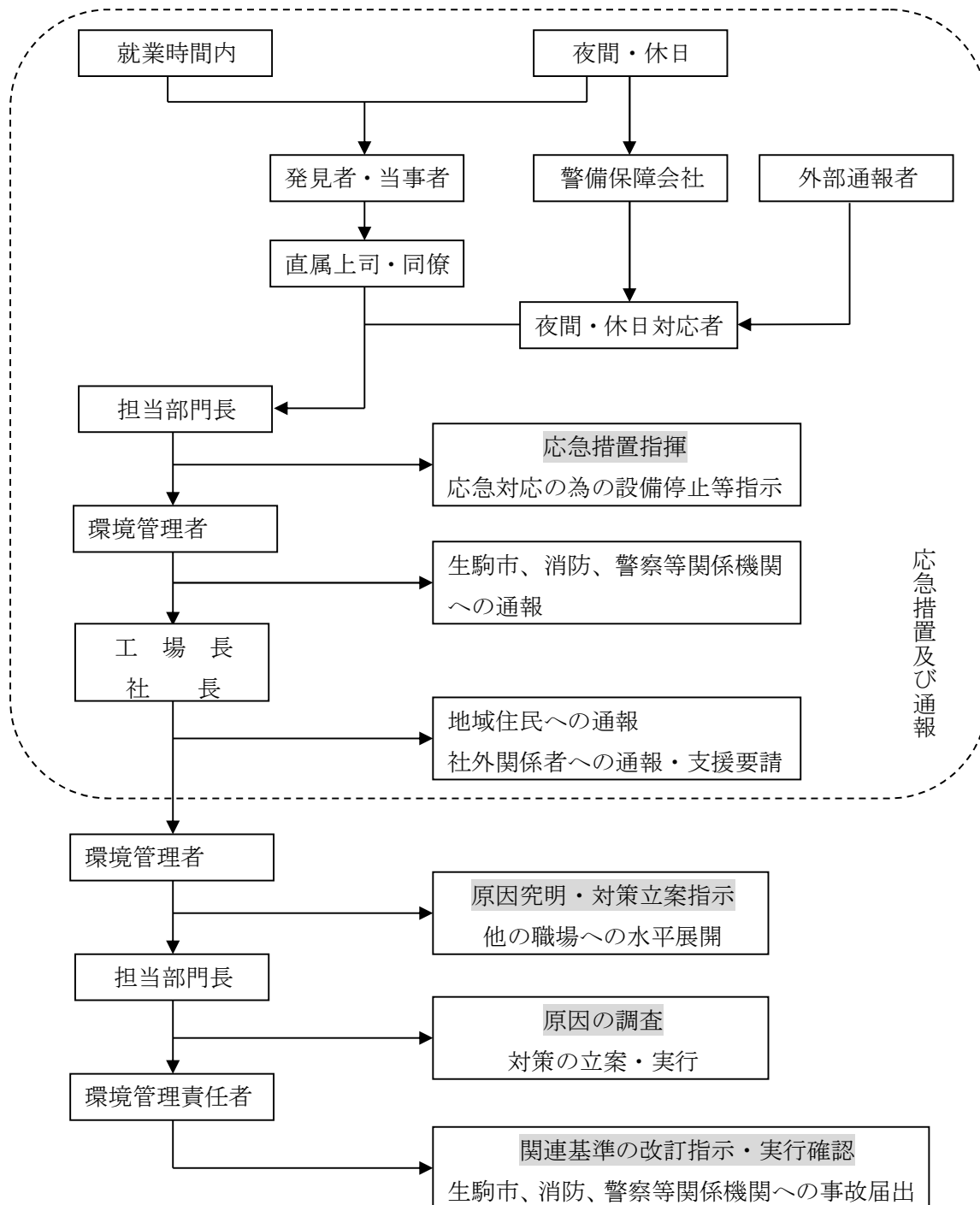
ハ) 煙感知器、熱感知器、自動火災報知設備、屋外消火栓設備、消火器、誘導灯、防火戸、防火シャッター、排煙口、防火ダンパーなどの位置を表示し、緊急動作時の取り扱い・処置方法は教育訓練を通じて事業従事者全員に周知徹底する。

ニ) 休日・夜間等の無人状態時に於いての建築物及び設備の監視は外部委託の警備会社にて遠隔警備を行う。

ホ) 緊急連絡組織及び夜間・休日連絡系統図を作成し、緊急時の対応・処置をスムーズに実施する。

ヘ) 施設の責任者は、事故、災害の未然防止対策及び対応措置について、消防、警察等関係機関と事前に協議し、これらに基づく教育訓練を実施する。また、事故、災害等の緊急時には、直ちに事業活動の一部または全部を一時中止し、応急措置を講じるとともに、生駒市、消防及び警察等関係機関に通報し、共同して事態の収拾に努める。

緊急時連絡表



応急措置及び通報

1 6 敷地内植栽計画

(1) 基本方針

周囲の山並みや緑と調和した緑豊かな潤いのある都市景観の形成を計る。そのため建築物の外周や敷地外周辺部への緑化を配置し緑のネットワーク化に努める。

(2) 緑化対策・植栽計画

地区計画において定められている「土地利用の方針」を遵守し、景観法、工場立地法等関係法令、または景観法に基づく「生駒市景観計画」等の指針に規定された緑地面積率を超える緑化・植栽を行う。

また、周辺の緑の修景との一体化に配慮し、周辺の樹木と調和を図るとともに、景観や眺望に配慮した植栽計画とする。

1 7 地域社会への貢献

(1) 基本方針

事業活動を行うにあたり、地域との交流を図るとともに、次に掲げる活動、その他地域社会への貢献活動を積極的に推進する。

イ) 地域交流活動

生駒市又は周辺住民と地域交流活動を行うほか、事業活動の支障とならない範囲において、事業所の施設をその利用に供する等、地域交流活動を進める。

ロ) 環境保全活動

事業活動による環境への負荷の低減に努めるとともに、地域や団体で行われる河川や道路などの清掃活動や植栽活動などにも積極的に参加し、環境保全活動を進める。

ハ) 環境美化活動

生駒市まちをきれいにする条例を遵守し、事業従事者に対してポイ捨て防止等の啓発・教育に努める。また、事業所内の環境美化に取り組むとともに、事業所周辺や地域の美観に配慮した活動を進める。

別表 1 及び別表 2

別表 1 事業所で使用する全化学薬品・化学物質リスト

No.	化学物質名	用途	備考
1	ナイロン 6,6	プラスチック材料	
2	ナイロン 6	プラスチック材料	
3	ポリ塩化ビニル	プラスチック材料	
4	ポリカーボネート	プラスチック材料	
5	ポリプロピレン	プラスチック材料	
6	ポリ塩化ビニルゾル	ディッピング材料	
7	スミトモガード 420ML	静電防止剤	
8	ブレンドオイル	成形材料混合用油	
9	加工・潤滑油	機械用潤滑油	
10	シリコンオイル	潤滑剤	
11	重炭酸ナトリウム	ペン用研磨剤	2012年12月 処分

※11 の重炭酸ナトリウムについては高山移設前に伊丹工場にて指定業者に回収し、高山では移設・新規購入・使用履歴がないため抹消。(2016.02.13)

別表 2 少量危険物貯蔵リスト

No.	少量危険物名	用途	消防種別（4類）
1	加工油	プレス加工油	第2石油類
2	潤滑油	プレス機潤滑油	第3石油類
3	潤滑油	プレス機潤滑油	第4石油類
4	スミトモガード 420ML	静電防止剤	第1石油類
5	ブレンドオイル	成形材料混合用油	第2石油類

別表 3

別表 3 ニチフグループ・環境方針

環 境 方 針

当社は、社会の一員として、素晴らしい自然環境を次世代に残すため、環境負荷の低減を積極的に推進します。

1. 当社は、電線接続用端子類の設計、開発、製造、と、同接続用工具の設計、開発、製造、据付、サービス、の活動における、環境負荷の低減を推進します。
2. 環境目的・目標を設定し、定期的な実施、見直しにより、環境問題の継続的改善を図ると共に、ニチフグループ内の会議については、基本的にテレビ会議で行うことを奨励し、人的資源の有効利用を進めます。
3. 製造から、廃棄までの各領域において、省エネルギー、省資源の推進など汚染予防を積極的に取り組みます。
4. 環境に関わる法規制・条例・その他の要求事項を遵守します。
5. 本方針は、当社で働く人、又は、当社のために働く全ての人に周知すると共に、文書化し社外にも公開します。

2008年 8月 8日

株式会社 ニチフ端子工業

代表取締役 森 良 